

成年後見制度の活用

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
(函館弁護士会所属)



■医師から「後見相当」の診断がなされた高齢者・障がい者は、配偶者や4親等内の親族が家庭裁判所に成年後見開始の申し立てをすることで、成年「被」後見人になります。成年後見人には、親族が選任されることが多いですが、横領が疑われるなど問題のある事案では、弁護士等の専門家が選任されます。法テラス八雲の弁護士も例外ではなく、複数の方の成年後見人として、財産管理等の職務を行っています。

■施設に入所している高齢の父が多額の財産を持っているが、通帳を管理している長男が金を使い込んでいる(事例①)。母親宛に連帯保証人として数千万円の請求が来ているが、母親は認知症になってしまい、破産手続きがとれず困っている(事例②)。こういった高齢者の財産管理についてお悩みの方は、成年後見制度の利用を検討してください。

■事例①の場合、成年後見人が専門家が選任され財産管理の権限が与えられますので、長男から通帳を預かることとなります。このように親族による横領を未然に防ぐことができます。

■事例②の場合、親族が成年後見人となることで、成年後見人が主体となつて、破産申立てをすることが考えられます。

■なお、子が親の金を使い込むことは、横領という犯罪に当たります。正当な介護のためであったとしても、後々、その使途が疑われることがあります。そのような疑いをかけられないように、是非、成年後見制度の利用をお勧めします。家庭裁判所に請求すれば、月1万円から2万円相当の後見人報酬を受け取ることができます。

■一定の資力要件を満たす方は、お一人3回まで、無料で法律相談を行っています。相談を希望する方はもちろん、相談しようかどうかお悩みの方も、「法テラス八雲法律事務所」(☎0500-33383-8366)まで、お気軽に予約のお電話をお寄せください。

八雲警察署からお知らせ

サイバー空間の脅威に対する社会全体の対処能力の強化 ～ネットの影に潜むサイバー犯罪 あなたを守るサイバーセキュリティ～

近年、ネットバンキングに係る不正送金事案やオンラインショップ詐欺等、国民生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。

サイバー犯罪の被害に遭わないように次の対策を実施しましょう。

- ・パソコンやスマートフォンにはウイルス対策ソフトをインストールする
- ・パソコンの基本ソフト(OS)やウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく
- ・身に覚えのない添付ファイルやURLはクリックしない
- ・不必要なプログラムや、信頼のおけないサイトからプログラムをダウンロードしない
- ・IDやパスワードは自分自身でしっかり管理し、他人に教えない、盗まれない
- ・オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する

- ・ネットバンキングでは、ワンタイムパスワード等のセキュリティシステムを利用し、いつもと違う手順でIDやパスワードの入力を求められた時は、決して入力せず、電話を使って取引銀行に問い合わせをする。情報セキュリティは、一つの対策を講じれば大丈夫というわけではありません。複数の対策を併用してインターネットを利用しましょう。

ありのおしらせ

- ☆ ネットで知り合った人と **あ** わらない
- ☆ 危ないサイトを **り** ようしない
- ☆ ネットに自分の情報を **の** せない
- ☆ パスワードを他人に **お** しえない
- ☆ トラブルがあったとき、大人に **し** らせる

サイバー安全標語

【北海道警察】

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110